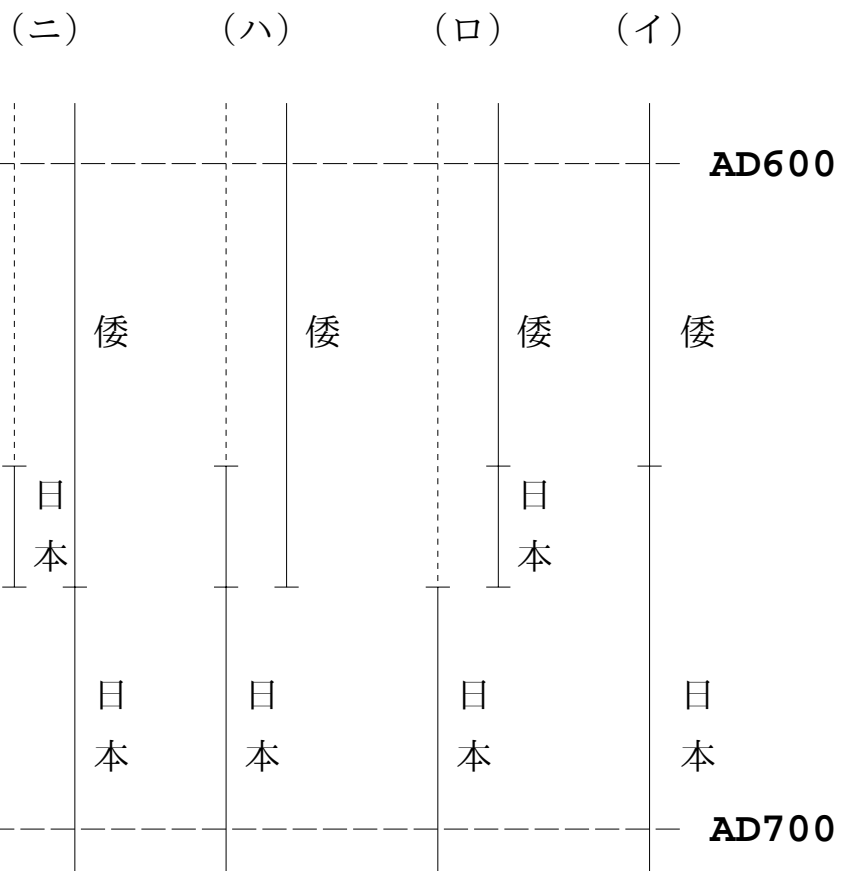


『日本書紀』巻分類の深化

－ 倭国から日本国へ －

谷川清隆 (国立天文台)



一、はじめに、倭国から日本国への移行の四つのパターン

- 1。単線(イ)と新舊唐書が示唆する複線(口)、(ハ)、(ニ)。(口)、(ハ)、(ニ)は七世紀中に倭国と日本国が共存したことを示す複線の歴史である。それらの間の違いは倭国と日本国のどちらが先に「日本国」と名乗ったかと、どちらが生き残ったか、にある。
- 2。(口)では、倭国がその名前を嫌って日本国と名乗り、のちの日本国が、倭国の消えたあとに日本国と名乗った。
- 3。(ハ)では、倭国は倭国のまま消え、のちの日本国が倭国が消える前から日本国と名乗った。日本国の前身は、西暦六〇〇年以前にも存在したと思われるので、そのことを破線で示した。
- 4。(ニ)では、倭国は共存する日本国を併合して、新たに日本国と名乗って生き延びた。
- 5。(イ)と(ニ)では六世紀以前の倭国が日本国として八世紀以後に生き残り、(口)と(ハ)では、新興国の日本が倭国を滅ぼして八世紀以後に生き残った。

二、日本書紀七世紀、「地天泰」分類

項目 \ 群	天群	地群	天群	泰群
天皇紀	推古、舒明	皇極、孝徳、斉明、天智	天武上、下	持統
漢文の性質	β 群	α 群	β 群	—
天文観測	あり	なし	あり	食予測
屋久島との交流	あり	なし	あり	なし
隋唐への遣使	記載あり (隋書舊唐書東夷傳)	記載なし (舊唐書東夷傳)	—	—
語彙	多数の例あり			
冠位	十二階	十三階 ⇒ 二十六階	四十八階	—

1. $\alpha\beta$ 分類は一九九九年。画期的。群の巻々の述作者、編者と群の巻々の述作者、編者が違う。つまり日本書紀に構造あり。持統紀がどちらにも属さないのは、「歌謡」がないので、中国語訳で分類できなかったから。
2. 天文記録と群群に関する結果は二〇〇二年、二〇〇八年。日本書紀は表現の違いだけでなく内容の違いで巻々の分類が可能である。すなわち、地天泰分類。持統紀は「食予測」とあるが、観測でなく、日食予測記録であるから。天群、地群と違う。
3. そのほかの項目(屋久島、遣使、語彙、冠位)はずっと以前から知られていた。天武紀、持統紀に遣使はないし、持統紀に冠位制定はない。

三、 講演の趣旨： 『日本書紀』の巻分類を深化させること

本報告および過去のいくつかの報告で、

七世紀『書紀』の巻々を地・天・泰の三群に分け、日本列島には少なくとも二群の人々がいたことを著者は主張してきた。これを「地群の人々」、「天群の人々」と呼んだ。その根拠として以下の事象を挙げた。

- 1。天群と地群の人々は、使う漢文の語法や語彙が違っている。
- 2。天群の人々は天文観測し、地群の人々は観測しなかった。
- 3。天群の人々は屋久島と交流し、地群の人々は交流しなかった。
- 4。天群の人々の遣使は隋書東夷傳、舊唐書東夷傳に記され、地群の人々の遣使は舊唐書東夷傳に記されなかった。
- 5。天群の人々は十二階の冠位を使い、地群の人々は十三階の冠位を使った。

本報告では、冠位の違いが天群・地群の分類に使えることを示したい。

四、冠位 (谷川清隆: 二〇一五、日本書紀研究会)

		天群	地群			天群
天群	年 冠位数	推古十一年 (六〇三) 十二				天武十四年 (六八五) 四十八
地群	年 冠位数		大化三年 (六四七) 十三	大化五年 (六四九) 十九	天智三年 (六六四) 二十六	

冠位の階数が天群と地群で違うことは明白である。この冠位階数の変遷を『書紀』の巻分類「地天泰分類」の項目のひとつとして挙げることができるかどうか、これが問題だ。一九九九年以前の古代史研究論文は、『書紀』に構造があることを知らない。しかしながら、大化三年の冠位改訂に不信の念を抱いた研究者は少なくない。

四、一 巻分類との一致

冠位階数が違うことが天群・地群分類と一致している。これは注目すべきことである。すなわち、天群の冠位階数は十二とその倍数、地群の冠位階数は十三とその倍数。地群の十九階は別途説明する必要があると思われるが、奇数であることが重要である。

一言でまとめると、冠位は地天泰分類に従っている。

四、二 東夷の国々の冠位階数

	隋書	舊唐書	新唐書
高句麗	凡十二等	總十二級	官凡十二級
百濟	官凡十六品	文武官十六	- (滅亡)
新羅	其官有十七等	文武官凡有十七等	
倭国	内官有十二等	設官有十二等	(倭国伝なし)
日本国		(無記載)	其官十有二等

河野文昭、律令官階制の研究(一)、一九九五

上記リストで見るとおり、国によって冠位の階数は異なっている。それに加えて、(1) 朝鮮半島のそれぞれの国で冠位の数は(この時期、すなわち七世紀)不変であり、(2) 階数が偶数の国と奇数の国がある。推古朝での国際友好関係に関しては、わが国と高句麗、百済とは良好、新羅とは良好でない。これが階数に現われていると見ることもできる。

倭国の冠位階数は隋書でも舊唐書でも十二となっている。天群は十二階であるから、中国は推古時代の冠位を認識していると見て良い。天武時代は四十八階であるが、この時期、倭国は使者を送っていないので中国は認識しなかったと考えて良いだろう。

舊唐書が日本国の冠位を記載していないことは、日本国の遣使を記載しないことと整合的である。新唐書が日本国の冠位階数を十二としているのは、東夷伝日本条で日本を旧倭国の延長としていること整合的である。

四、三 冠位階数の移行に関する先行研究

『書紀』によると、大化三年に冠位階数がそれまでの十二から十三になった。冠位階数の変更に関しては、歴史家の意見、説明、コメントなどがあるべきである。先行研究でどのように調べられているか、ここでは代表的な研究を紹介する。多くの研究者が推古十一(六〇三)年の冠位十二階から大化三年(六四七)の冠位十三階への改訂を合理的に説明できずにいることが見える。

まず坂本太郎(註5)は冠位十二階思想の源流として百済官帯を挙げ、冠位の階数の源流を高句麗に求めた。喜田新六(註6)は十二階冠位は以後の冠位に直接対照しないと述べ、冠位十二階と冠位十三階はつながっていないことを示唆した。加えて、冠位十二階の位階が文化三年以後も引き続いてそのまま用いられたことを指摘した。これは説明の必要な歴史事実である。一つの国で二種類の冠位が共存することはありえない。喜田は、「恐らく大化三年の冠位の改訂は、前の冠位制から離れて、全く新構想の下に為されたのであろう」と述べるが、なぜ共存するかの説明はない。

井上光貞^(註7)は、冠位十二階では最上級の氏族には冠位を授けなかったと理解する。大化三年の冠位で大徳・小徳などの徳冠が、四位に対応することは、もはや動かぬ事実といえるであろう、とする。すなわち、推古の制では、大臣に紫冠、大臣以外には十二階の冠位をあてた。喜田と同様、大化の冠位は推古の冠位と原則が異なっているとする。日本の冠位は中国の官品ではなく、朝鮮三国の冠位に学んだとし、喜田と同様、冠位十二階は高句麗との類似性が最も強く、百済の官位は、その性質が冠位十二階ともっとも類似しているとまとめる。

若月義小^(註8)は、冠位十二階では、王族と大臣とは冠位制に基づく身分秩序の内部に組み込まれていなかったと井上の意見に同調する。中国の官品制では正一品から従九品まで十八階ある。中国側は朝鮮三国の位階を正四品以下にしか対応させなかったため、朝鮮三国の位階は原則的に十二階となった。これは当然倭にも適用されたと考える。中国の官品の一品から三品までに対応する位階をもつのは、朝鮮三国の中では新羅だけであることであると若月は述べるが、本論の著者谷川はこれに若干の疑問を抱く。百済や高句麗と戦うために新羅は唐に臣従したと谷川は考えている。また、若月は、大化五年の冠位十九階への増階は、新羅の冠位制との併行を保つためであると理解する。いずれにせよ、大化三年、大化五年の新冠位は新羅の冠位を参考にしておりと若月は理解する。

河野文昭^(註9)によると、朝鮮三国王は中国の三公(太尉、司徒、司空)より低く扱われた。高句麗の大臣は、中国から見れば地方長官の属僚に過ぎず、正四品官より上には、礼遇されなかった。百済は十六等であるが、十二品の文督までは服と帯に色があり、高句麗の十二等官階に対応させたのではないか。新羅は、一位の伊伐 san から五位の大阿 san までの官階は王族のみに与えた。六位から十七位までを高句麗に習って十二冠位とした。わが推古朝の十二等冠階は、高句麗、百済の官階に対応する為であった。推古朝の十二等冠階制から大化の十三等官階への飛躍は単なる一等階の差ではなく、三国体

制から中国的唐体制への切り替えを意味する。新羅と同じこと。
大化三年十三等官階、大化五年十九等官階へと改訂を行ったのは、わが国も
(新羅と同様)、唐と対等な体制に立つ考えがあったに違いない。以上、河野
の理解である。

四、四 冠位階数の移行と巻分類

前節で読み込んだ文献の数が少なく、先行研究の紹介は不十分であるか
もしれないが、ひとまず先行研究から共通して言えることをまとめてみる。
ご批判を請いたい。

- (あ) 冠位十二階と冠位十三階はつながっていない。
- (い) 冠位十二階は高句麗、百済の冠位を参考にした。一方、冠位十三階は新
羅の冠位を参考にした。
- (う) 冠位十二階は冠位十三階制定以後も使われた。
- (え) 中国(北周、隋、唐)が高句麗や百済に郡公の位を授けたこと、郡公の家
臣は中国での四品以下の位にしかかなり得ないことを受けて、朝鮮半島三国
と倭国は冠位制を決めた。それぞれの国内事情によって冠位階数は決めら
れた。基本は中国の四品から九品までの六品をそれぞれ二つに分けて十二
階である。
- (お) 朝鮮三国では冠位階数は長期不変であった。一方、倭国は階数偶数から
奇数に変えた。しかも基本的な改訂であった。

推古十一年(六〇三)に制定された冠位十二階と文化三年(六四七)に改訂さ
れたと言われる冠位十三階は異質である。だから、天群・地群分類の項目と
してふさわしい。すなわち、

天群の人々は冠位十二階を使用し、地群の人々は冠位十三階を使用した。

冠位十二階と冠位十三階はつながっていない。つまり、冠位十二階を基礎

として冠位十三階を制定したのではない。天群の人々は高句麗、百済の制度を参考にし、地群の人々は新羅の制度を参考にしたことは他の事象とも整合的である。冠位十三階の制定後も冠位十二階が使われたのは、両者が並行して使われたことを意味する。一つの国に二つの冠位制度があるはずはないから、地群と天群の人々が異なる国に属していたことをこれは示唆する。天群で冠位階数が十二から四十八に増えたこと、地群で冠位階数が十三から二十六へ増えたことは、冠位制度の原理的・基本的改訂ではなく、階数の細分化という小改訂である。

五、項目「冠位」から言えること

大化三年(六四七)前後にいくつか重要な歴史事件が『書紀』および外国史書に記録されている。冠位十三階制定を行なったのは地群の人々であるとする、腑に落ちる歴史時系列が描ける。もちろん、中心は大化三年における冠位制定である。これは、地群の人々が自分たちの国を整備したことを対外的宣言した事件である。以下、歴史事象を列挙しよう。

大化元年(六四五)六月、乙巳の変(大化の改新)。

大化二年(六四六)九月、高向黒麻呂を新羅に派遣。「遂罷任那之調」。

大化三年(六四七)、冠位十三階制定。

大化三年(六四七)、新羅王子金春秋「送博士高向黒麻呂」。

大化四年(六四八)四月辛亥朔、罷古冠。左右大臣猶著古冠。

六四九年春正月、新羅「始服中朝衣」。

白雉二年(六五一)、新羅貢調使「着唐國服泊于筑紫」。

地群の人々は、冠位十三階制定の前後に、国内を整備し、次第に力を強める新羅との関係を密にしたことがわかる。また、自分たちの冠位を自国内の人々に授けたが、冠位十二階の高位の冠位を持つ人物はそのままにした、と解釈できる。また、天群の人々の冠位はいじれない。

註

註1。高句麗の冠位階数

周書：大官有

大對盧，太大兄、大兄、小兄、意侯奢、烏拙、太大使者、大使者、小使者、褥奢、翳屬、仙人 褥薩

凡十三等

隋書 東夷 高麗：官有 (1) 太大兄，次 (2) 大兄，次 (3) 小兄，次 (4) 對盧，次 (5) 意侯奢，

次 (6) 烏拙，次 (7) 太大使者，次 (8) 大使者，次 (9) 小使者，次 (10) 褥奢，次 (11) 翳屬，次 (12) 仙人，凡十二等。

舊唐書 東夷 高麗：總十二級。大對盧，太大兄。對盧 以下官總十二級。

新唐書 東夷 高麗：官凡十二級 (1) 大對盧，或曰吐 sots；(2) 鬱折，主圖簿者；(3) 太大使者；

(4) 帛衣頭大兄；(5) 大使者；(6) 大兄；(7) 上位使者；(8) 諸兄；(9) 小使者；(10) 過節；(11) 先人；(12) 古鄒大加。

大津透、律令制研究の成果と展望、1998

註2。百濟の冠位階数

周書：官有十六品。

左平，達率；恩率；德率；[木于] 率；奈率。將德；施德；固德；(李)〔季〕德；對德，文督；武督；佐軍，振武，克虞。

隋書 東夷 百濟：官有十六品

官有十六品：左平、大率、恩率、德率、[木于] 率、奈率、將德、施德、固德、李德、對德、文督、武督、佐軍、振武、克虞。宋書が認めた將軍：大明二年冠軍將軍。征虜將軍。輔國將軍。(右賢王餘紀) (左賢王餘昆、餘暈)

(餘都、餘乂) 龍驤將軍。寧朔將軍。建武將軍。(沐衿、餘爵) (餘流、麋貴)
(于西、餘婁)

註3。新羅の冠位階数

隋書 東夷 新羅: 其官有十七等

舊唐書 東夷 新羅: 文武官凡有十七等

521年ごろ

伊伐 san、伊 san、sousan、阿 san、乙吉、級伐 san。

真興王(五四〇-五七六)

伊伐 san、伊尺 san、sousan、波珍 san、大阿 san (以上、王族)、阿 san、一吉 san、沙 san、級伐 san、大奈麻、奈麻、大舍、舍知、吉士、大鳥、小鳥、造位。

高句麗と新羅の対応(滅んだ高句麗官人を遇するとき)

吐 sots、太大兄、鬱折、太大使者、帛衣頭大兄、大使者、大兄加、抜位使者、阿 san、一吉 san、沙 san、級伐 san、大奈麻、奈麻、大舍、舍知、

上位使者、小兄、諸兄、先生。吉士、大鳥、小鳥、造位。

註4。倭国の冠位階数

我国推古朝の十二等冠階を制定したのは、疑いもなく、高句麗、百済の官階に対応する為であった。

然るに、孝徳天皇の大化三年、十三等官階、大化五年、十九階官階けの改訂を行なったのは、根本的に我国も、唐と対等な体制に立つという考えがあったに違いない。

隋書 東夷 倭國: 内官有十二等

舊唐書 東夷 倭國: 設官有十二等。

南齊書建元元年(479)、進新除使持節、都督倭新羅任那伽羅秦韓〔慕韓〕六國諸軍事、安東大將軍、倭王武號為鎮東大將軍。

齊建元中、除武持節、督倭新羅任那伽羅秦韓慕韓六國諸軍事、鎮東大將軍。高祖即位、進武號征東大將軍。

日本国の冠位階数

舊唐書 東夷 日本國: 無記載

新唐書 東夷 日本: 其官十有二等。

註5。坂本太郎『大化の改新の研究』、「冠位十二階補遺」、一九三八

(わが国の)冠位の思想の源流として百済官帯の占める位置は決して軽々に看做すさるべきでない。

冠位の階数の源流を高句麗に求めることは不合理でない。

註6. 喜田新六『位階制の変遷について』(上)、一九五四年

最初の十二階冠位は、以後の冠位に対して、直接対照しない。と述べる。冠位十二階と冠位十三階はつながっていないと言っているように聞こえる。

十二階の位階が文化三年以後も引き続いてそのまま用いられたことを指摘。これは説明の必要な歴史事実である。

恐らく大化三年(六四七)の冠位の改訂は、前の冠位制から離れて、全く新構想の下に為されたのであろう。

(谷川: 諸王の位階は五位まで。これは新羅の制度を真似たものであろう。喜田は気づいていない)

註7. 井上光貞『日本古代国家の研究』(一九六五年)

最上級の氏族には冠位を授けなかったと理解。

(谷川: このことには高句麗に前例がある。中国は、藩屏国の冠位を認めるが、中国の九品制(十八階)の上位の冠位を使わないよう指導した。)

大徳・小徳などの徳冠が、四位に対応することは、もはや動かぬ事実といえるであろう(p.285)。

推古の制では、大臣に紫冠、大臣以外には十二階の冠位をあてた(p.287)。

大化の冠位は推古の冠位と原則が異なっている(p.288)。

日本の冠位は中国の官品ではなく、朝鮮三国の冠位に学んだ(p.296)。

冠位十二階は高句麗との類似性が最も強い(p.296)

百済の官位は、その性質において、わが冠位十二階ともっとも類似している(p.298)。

註8. 若月義小「冠位制の基礎的考察」- 難波朝廷の史的位階 - (一九八二)

「大化」三年と「大化」五年に推古朝以来の冠位十二階が改定されたことの意味について考察した。

日本の冠位制・位階制は、基本的に漢の二十等爵と共通する性質を持つ

冠位十二階では、王族と大臣とは冠位制に基づく身分秩序の内部に組み込まれていなかった

正一品から従九品まで十八階ある中国の官品と朝鮮三国の位階との外交交渉上の対応関係において、中国側は朝鮮三国の位階を正四品以下にしか対応させなかったため、朝鮮三国の位階は原則的に十二階となったが、これは当然倭にも適用された。

中国の官品の一品から三品までに対応する位階をもつのは、朝鮮三国の中では新羅だけであることである。それは、新羅が外交交渉の上で、唐と対等の立場にたたんだための

布石として、元来中国から四品以下におさえられていた位階の階数を、六世紀末ころに増階したもので、六四八年には唐から正式に承認されている(谷川註: ただし、六五四年に、唐朝から、開府儀同三司新羅王という称号を与えられたので、唐と新羅は対等でない)。この点は、「大化」五年の冠位の再改訂とも密接に関係する。

註9. 河野文昭「律令官僚制の研究(一)」, 一九九五

高句麗は、中国から北魏の世宗太武帝(四二三-四五二)の高[王連]以来、名目上の高麗王に封ぜられ、遼東郡開国公に任ぜられてきた。

中国の三公(太尉、司徒、司空)より低く扱われた。

高句麗の大臣は、中国から見れば地方長官の属僚に過ぎず、正四品官以上には、礼遇されなかった。

百濟は十六等であるが、十二品の文督までは服と帯に色があり、高句麗の十二等官階に対応させたのではないか。

新羅は一位の伊伐^{san}から五位の大阿^{san}までの官階は王族のみに与えた。六位から十七位までを高句麗に習って十二冠位とした。

わが推古朝の十二等冠階は、高句麗、百濟の官階に対応する為であった。

推古朝の十二等冠階制から大化の十三等官階への飛躍は単なる一等階の差ではなく、三国体制から中国的唐体制への切り替えを意味する。新羅と同じこと。

大化三年十三等官階、大化五年十九等官階へと改訂を行ったのは、わが国も(新羅と同様)、唐と対等な体制に立つ考えがあったに違いない。

文献

省略